

滝川市立地適正化計画

令和5年3月
滝川市

20年後も安全・安心に住み続けられるまちを目指して

これまで滝川市は「コンパクトなまちづくり」を進めてきましたが、人口減少の進行や少子高齢化、災害の激甚化、ライフスタイルの変化など、まちや社会の状況が大きく変化しており、このまま対策を講じないでいると生活利便性の低下など様々な危機が生じることが懸念されます。

20年先も、滝川市が中空知の中心都市の役割を果たし、「暮らし」の質の向上と「人を惹きつける“魅力”の創造」を実現するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、医療、福祉、商業等の生活利便機能を高めていく区域を示し、緩やかに居住を誘導しながら、戦略的に新たなまちづくりを推進していきます。

目次

第1章 計画概要	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画区域	3
1-4 計画期間	3
第2章 都市の現状と課題	4
2-1 上位・関連計画の整理	4
2-2 現行都市計画マスタープランの検証	8
2-3 都市の現状把握	10
2-4 他都市との比較	24
2-5 市民意向の把握	26
2-6 持続可能な都市づくりに向けた課題	32
第3章 まちづくり方針と将来都市構造	35
3-1 まちづくり方針	35
3-2 誘導方針	37
3-3 将来都市構造	38
第4章 居住誘導区域の設定	44
4-1 基本的な考え方	44
4-2 居住誘導区域の設定	45
第5章 都市機能誘導区域の設定	52
5-1 基本的な考え方	52
5-2 都市機能誘導区域の設定	53
5-3 誘導施設の設定	57
第6章 誘導施策及び届出制度	60
6-1 誘導施策	60
6-2 届出制度	63
第7章 防災指針	65
7-1 概要	65
7-2 居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた課題	66
7-3 防災・減災まちづくりの取組方針と取組	76
7-4 スケジュール・目標値の検討	77
第8章 計画の実現に向けて	78
8-1 目標値の設定	78
8-2 進行管理	78

第1章 計画概要

1-1 計画策定の背景・目的

滝川市では、平成13年度に都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成22年度に改定を行い、さらに平成30年度には部分的な見直しを行いました。この間、滝川市では、人口減少・高齢化の進行、厳しい財政状況、公共施設等の老朽化、中心市街地の空洞化などの課題を抱えています。

そうした中、国においては平成26年に改正された都市再生特別措置法において、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため「立地適正化計画」が制度化されました。

「立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画であり、具体的には、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方を踏まえ、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるよう、都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指すものです。

こうした背景から、滝川市においても、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「滝川市立地適正化計画」の策定を行います。

1-2 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部に位置付けられる計画です。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、公共施設再編施策、住宅施策、防災施策など多様な分野の計画との連携を図ります。

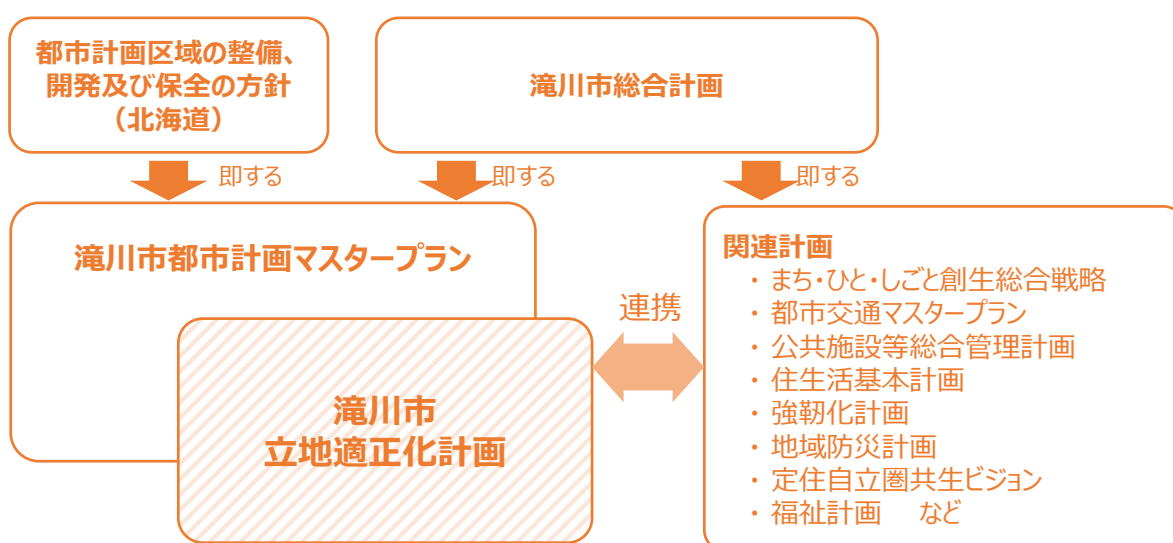


図 計画の位置付け

なぜ、いま「コンパクトシティ」か？「立地適正化計画」か？

①人口減少によって、市街地のスポンジ化・低密度化が進行し、商業等の生活利便施設の減少も懸念されるため、防災面を考慮しながら、ある程度の人口密度を保ち、生活関連機能を維持確保していく区域を「今から」示し、各種誘導策を連動させていくことが必要。

②商業・医療等の生活利便施設の維持・誘導のほか、老朽化した公共施設の建て替え等に当たっては、目指すべきまちづくり・都市構造の実現を推進するため、これらの施設・機能をどこに配置・誘導していくべきなのか、方針とその区域を「今まさに」立てておくことが必要。

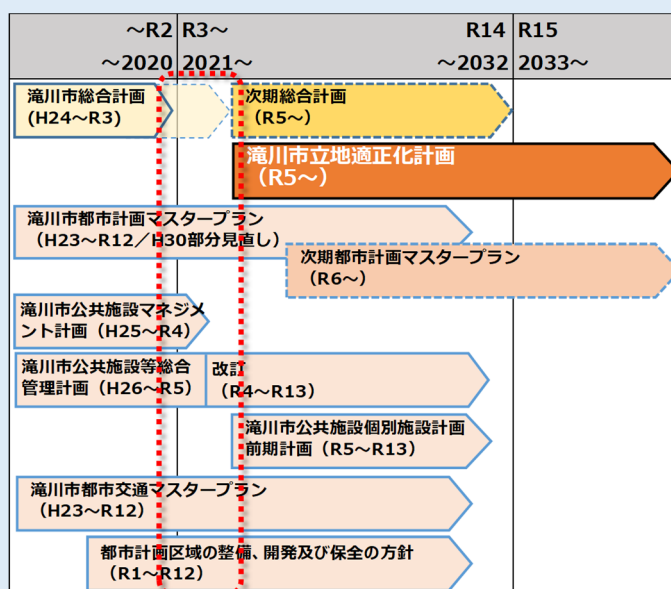
立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進

居住誘導区域を設定して誘導

都市機能誘導区域を設定して誘導

滝川市における計画策定のタイミング

- 滝川市では、令和3年度から総合計画の見直しも同時に実施。
- 各種計画の見直し時期にあるため、今後のまちづくりの進め方を検討し、**公共施設の再編や公共交通などの具体的な施策と連携・連動しながら、何をどう取り組んでいくのか示す「立地適正化計画」**を策定し、各計画や取組を戦略的に進めるため、今まさに「立地適正化計画」が必要。



コンパクトシティを巡る誤解

コンパクトシティをめぐる誤解

一極集中

・最も主要な拠点1か所に全てを集約させる

全ての人口の集約

・全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させることを目指す

強制的な集約

・居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる

前提

多極型

・中心的な拠点だけでなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す

全ての人口の集約を図るものではない

・たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然
・居住誘導区域外における居住を否定するものではありません

あくまで「誘導」による集約

・インセンティブを講じながら、時間をかけて緩やかに居住の集約化を推進（誘導）

資料:国土交通省「立地適正化計画の説明会資料(平成27年6月1日時点版)」をもとに加筆修正

1-3 計画区域

計画区域は、都市計画区域全域を対象とします。



図 計画区域

1-4 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）～令和24年度（2042年度）のおおむね20年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や国・北海道の動向、滝川市における人口・土地利用等の動向や上位・関連計画との整合、施策の進捗・効果等を踏まえ、5年を目安に適宜見直しを行うものとします。